

〈報告〉

## 稲田周之助の剰余金論 —「剰余金支出問題と稲田周之助」補遺—

大竹 昭裕

### I はじめに

筆者は先に、「剰余金支出問題と稲田周之助」<sup>(1)</sup>（以下「前稿」という）において、稲田による論考である1908（明治41）年の「歳計剰余金論」、1915（大正4）年の「国庫剰余金論」、1921（大正10）年の「最近ノ憲法問題（三）」（以下「憲法問題」という）、1924（大正13）年の「歳計剰余金責任支出」（法学新報の「問答」欄に掲載されたものである）、以下「問答」という）を取り上げ<sup>(2)</sup>、「剰余金支出問題」に対する稲田の見解を確認、検討した。本稿では、前稿で触れることのできなかった1925（大正14）年発表の「剰余金ノ処理」<sup>(3)</sup>で展開されているこの問題に対する稲田の見解を紹介・確認することにした。なお、稲田の見解を取り上げる意味については、かつて稲田の貴族院論を取り上げた際に言及し、本誌『青森法政論叢』で稲田の陪審制論を取り上げた際にも簡単に述べておいた<sup>(4)</sup>。本稿では、許された紙数が限られていることから、この点についてはそれらの参照を請うこととした。

### II 剰余金支出問題

前稿では、「我が国に於て憲法施行以来幾度か起つた所の憲法争議の中の重要なものを選び、それがいかにして起り、そこでいかなる点が争はれ、そして結局それがいかに解決せられたか」を「憲法保障制度の問題との関連の下に於て考察」した1942（昭和17）年発表の佐藤功「我が憲法史上に於ける憲法争議（一）～（四・完）—憲法保障制度研究のた

めの資料として—」<sup>(5)</sup>、「大正四年の論争を中心に剰余金支出をめぐる憲法学説の主張内容を検討し、明治期から大正期における諸学説の特質を探ろう」とした須賀博志「日本近代憲法学説史における剰余金支出違憲論争」<sup>(6)</sup>を基礎に、剰余金支出問題の意味と支出の実例、学説状況と美濃部達吉の合憲論の概要を見たうえで、稲田の学説内容の確認・検討を行った。ここでは、剰余金支出問題の意味・経緯を前稿から抜粋・要約する形（従って前稿の記述と多々重複する）で確認しておこう。

須賀も引用<sup>(7)</sup>する稲田正次『憲法提要〔新版〕』によれば、大日本帝国憲法（以下、単に「憲法」という）の下では、「国庫に剰余金ができるとき又はできる見込がついたとき、その剰余金を翌年度の収入に繰入れないで『責任支出』と称して予算外支出に充てていた慣例」<sup>(8)</sup>があった。

これに関連する憲法の条項を見てみると、64条1項は「国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ経ヘシ」とし、同条2項は「予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝国議会ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」と規定する。また、69条は「避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ」と規定し、70条は1項で「公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需要アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議会ヲ招集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得」、2項で「前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」と定めていた。

憲法附属法である会計法では、「租税及其他一切ノ収納ヲ歳入トシ一切ノ経費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ総予算ニ編入スヘシ」(明治22年会計法2条、大正10年会計法2条)と規定し、「歳入歳出ノ総予算ハ前年ノ帝国議会集会ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ」(明治22年会計法5条、大正10年会計法7条)とした。同時に「必要避クヘカラサル経費及法律又ハ契約ニ基ク経費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除ク外追加予算ヲ提出スルヲ得ス」(明治35年会計法改正5条2項、大正10年会計法7条)との規定も設け、例外的に追加予算の提出も認めていた。また、憲法69条をうけて、「予算中ニ設クヘキ予備費」を「第一予備金」と「第二予備金」との2項に分け、「第一予備金ハ避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フモノ」、「第二予備金ハ予算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノ」と定めた(明治22年会計法7条、大正10年会計法10条)。さらに、歳計剰余金については「各年度ニ於テ歳計ニ剰余アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ」(明治22年会計法20条、大正10年会計法26条)と定められていた。

これらの規定を前提とすると、予算の不足や予算外支出の必要が生じた場合、追加予算や憲法70条の緊急財政処分を除けば、その財源となるのは予備費となる。しかし、予算に計上された予備費で足りない場合、使途が未定の剰余金をその財源とした支出を行うことが憲法上許されるのか、それが憲法に違反しないのかが問題となった<sup>(9)</sup>。

剰余金支出の最初の実例は1891(明治24)年の「濃尾大地震」を契機としたもので、以後、剰余金支出が繰り返される。初期には衆議院が承諾を拒むこともあったものの、その後は両院ともに承諾を与えるようになり、剰余金支出の慣行は定着していく。剰余金支出に対して政府は議会に承諾を求めるが、この手続きについて、当初は憲法64条2項によるとの見解がとられた。しかし、1896(明治

29)年12月開会の第10議会で政府は、憲法上剰余金支出に関する規定はないが、「不可避の必要に基き政府の責任を以て行ひ、議会の事後承諾を求めるのはその責任解除を求めるもの」と説明し、これ以来、「責任支出」と呼ばれるようになった。剰余金支出問題について改めて激論となったのが1915(大正4)年の第36議会であり、ここでの論議を契機として、学界においても責任支出は憲法上許容されるとする美濃部達吉とこれを違憲とする通説の側に立つ市村光恵、佐々木惣一、清水澄との間で論争が繰り広げられることになる<sup>(10)</sup>。

### Ⅲ 稲田周之助「剰余金ノ処理」

美濃部は、論争の過程で著した「再び剰余金支出問題を論じて清水、市村、佐々木諸博士に答ふ」の中で、「吾輩の論拠とした所は凡そ四点である。(一)憲法の規定の解釈(二)国家の臨時の急に應ずべき実際の必要(三)列国憲法との比較(四)我が多年の先例是である」<sup>(11)</sup>と述べていた。憲法制定過程から1915年の論争時までの議論を振り返りつつ、美濃部と市村、佐々木、清水の論争を考察対象とした須賀は、美濃部が先の4点を合憲論の根拠として挙げていることから、この4点に即して両者の主張内容を整理するという手法を用いている(このほか⑤「その他の論点」として、(a)「会計法・会計規則の違反」、(b)「剰余金が存在することじたいの評価」、(c)「立憲政治ノ本旨」、(d)「合憲論の論拠間の関係」の項目も立てて論じている)<sup>(12)</sup>。

稲田の立場は通説である剰余金支出を違憲とするものであり、その意味で、稲田の見解は美濃部の見解の対極にあるものの一つである。以下では、前稿で取り上げることができなかった稲田周之助の「剰余金ノ処理」の内容を須賀論文の手法に倣って美濃部の見解と対比しつつ紹介することにしよう。なお、ここでの美濃部の見解の紹介も前稿からの抜

粹・要約である。

### 1 「憲法の規定の解釈」

美濃部がそれまでの剰余金支出違憲論から合憲論に転じたのは、1915(大正4)年6月に法学協会雑誌に発表した「剰余金支出論」においてである。美濃部は、この論文で①「憲法の規定の解釈」について、(i) 憲法69条の予備費は予算の不足又は予算外費用を充たすためのもので、議会の協賛を経るべき予算には含まれない。(ii) 予算が政府を拘束する効力を持つ所以は議会の議決を経ることにあるのであり、予備費が議会の協賛を経たものでないとするれば、予備費の定額は政府を拘束する効力を有する理由はなく、その定額を超えることがあったとしても憲法はこれを禁止するものではない。(iii) 予算によらない支出に関して憲法が命じているのは、避くべからざる必要があることと議会の承諾を求めることの2点のみである、と論じた<sup>(13)</sup>。

さらに、「再び剰余金支出問題を論じて清水、市村、佐々木諸博士に答ふ」において、次のように詳述している<sup>(14)</sup>。(i) 憲法64条は、国家の歳出がすべて予算に準拠する必要があることを認めると同時に、この原則は絶対的なものではなくて、緊急不可避の必要がある場合には議会の事後承諾を条件に予算によらない支出をなしうることを認容している。少なくとも、憲法64条2項がやむを得ない予算超過及び予算外支出を許容していることは、伊藤博文の『憲法議解』によっても明らかである。(ii) 憲法の意義における予算は議会が政府に向かってあらかじめ歳入歳出が適当であると承認する意思表示であるが、予備費は憲法の意義における予算の一部をなすものではなく、従って議会はこれに対する協賛権を有するものではない。(iii) 予備費が議会の協賛を経ないものであるとするれば、当然のこととして、予備費の定額は予算としての法律上の拘束力を有するものではないと

いうことになる。(iv) 予備費の定額が予算としての法律上の拘束力のないものとするれば、やむを得ざる予算外又は超過支出について政府が予備費の定額に拘束されることはなく、また、その定額が足りない場合に剰余金から支出できることは当然のことである。

これに対して、「剰余金ノ処理」で稲田は、憲法に剰余金に関する規定はないが、「憲法ト同時ニ制定セラレタル……所謂憲法附属法」である会計法には「剰余金処理ノ規定」があり、それによれば「我カ国法上剰余金ハ之ヲ翌年度歳入ニ繰入ル、ノ外ニ之ヲ処理スルノ道ナキ」こととされているのであるから、この処理が不可だとすれば会計法の条項を改正する必要があるのであって、「之ヲ改正セサル限り政府ノ剰余金任意支出ハ常ニ会計法違犯」だと断言する。その上で、「我カ憲法ノ会計ニ関スル規定ハ極メテ嚴格ナリ憲法ハ国家ノ歳出歳入ハ毎年度予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシト為シ総予算以外ニ歳出歳入ヲ為スヲ許サス且帝國議會ノ協賛ヲ經サル予算ナルモノハ有り得ヘカラス而シテ予算ノ款項ニ超過シタル支出又ハ予算ノ外ニ生シタル支出ニ適応スル為メニ予備費ヲ設ク予備費亦総予算中ノ物ナリ乃チ総予算中ノ物ナリト云フト雖モ予備費ヲ支出シタルトキハ後日帝國議會ノ承認ヲ求ムルヲ要ス説者或ハ我カ憲法上剰余金ニ関スル規定ナシト云フモ我カ憲法ハ剰余金ノ支出ヲ許サスト解スルヲ当然トス且我カ政府剰余金ヲ支出シタルトキハ後日議會ノ承認ヲ求ムルノ形式ヲ履ムノ例ヲ成シタルトモ是レハ憲法上ニ何等ノ根拠モ無キ事ナリ憲法ハ予備金ヲ支出シタル場合ニ於テ後日議會ノ承諾ヲ求ムヘシト為シタルトモ剰余金ニ於テハ何等ノ規定ヲ設ケス剰余金ハ自ラ剰余金ナリ予備費ハ自ラ予備費ナリ彼ヲ以テ此ニ擬スルハ牽強付会モ亦甚タシカラスヤ」と述べる<sup>(15)</sup>。

前半は⑤「その他の論点」の(a)「会計法・会計規則の違反」に関する記述であり、後半

は①「憲法の規定の解釈」に関するものであるが、①に関してはさらに次のように詳述する。すなわち、憲法64条と同69条の2か条は「相連続シテ其義ヲ成スモノニシテ第六十四条第二項ハ寧ろ第六十九条ノ第二項タルヲ当然トス且第六十四条第一項ノ予算ナル文字ハ総予算ヲ意味シ其第二項ノ予算ナル文字及ヒ第六十九条ノ予算ナル文字ハ共ニ総予算内ノ支分的予算即チ款項ヲ意味スル」とする。「第六十四条第二項ノ財源タル予備費ハ第六十九条ヲ以テ之ヲ規定」しているものであり、この2か条の間に他の条項が挿入され「予備費ト其ノ支出トノ連絡ヲ形象上全ク相隔離」しているが、「憲法第六章ノ註釈タリ細則タルヘキ会計法ノ規定ヲ詳カニスルトキハ憲法第六十四条第二項ハ第六十九条ノ予備費ヲ支出スルモノニ外ナラスシテ予備費其モノハ則チ総予算中ノ物タルコト」を知ることができると述べる<sup>(16)</sup>。また、「国家ノ歳出歳入ハ予算ヲ以テ議會ノ協賛ヲ経ルヲ以テ原則ト為ス以上ハ緊急ノ事アルニ当リテ議會ヲ召集シテ其費用ヲ決スヘク若シ議會ヲ召集スル能ハサルコトクハ憲法第七十条ノ財政支出ヲ為スヘシ」とする<sup>(17)</sup>。

前稿では、稲田の剰余金支出違憲論について、「当初は憲法規定と会計法を一体的に捉える見解を展開していたが、『憲法問題』以降、特に『問答』では憲法解釈として整理された見解となってきた」<sup>(18)</sup>と述べた。「剰余金ノ処理」では、「剰余金任意支出ハ立憲政治論トシテハ会計制度ノ破壊ナリ法律上ヨリ云ハ、明カニ会計法違反ナリ」<sup>(19)</sup>と述べて、その会計法違反であることと同時に憲法と相容れないことも明確にしているが、憲法解釈そのものは憲法規定の意味を憲法附属法である会計法により補うものといえよう。

## 2 「憲法の規定の解釈」以外の論点

②「国家の臨時の急に必ずべき実際の必要」について、美濃部は、「絶対に剰余金の

支出を許さざるは穂積博士の曰えるが如く『予算の為に国家を犠牲にする』もので、国家の目的に適合しないとする。さらに、現に国庫に剰余金があり、しかも何人が見ても必要不可欠な支出の必要が生じその金額も巨額ではないような場合に、なお議會を召集しその協賛を得なければならないとするのは、「予算制度の精神のみに固執して他を顧みないもの」で、「『徒ニ時間ト経費ヲ浪費シ不必要ナル煩勞ヲ重ネシムルモノ』で、『予算ノ為ニ国家ヲ犠牲ニ供スル』もの」というべく、憲法の要求するところではないとする<sup>(20)</sup>。

これに対して稲田は、前述したように「国家ノ歳出歳入ハ予算ヲ以テ議會ノ協賛ヲ経ルヲ以テ原則ト為ス以上ハ緊急ノ事アルニ当リテ議會ヲ召集シテ其費用ヲ決スヘク若シ議會ヲ召集スル能ハサルコトクハ憲法第七十条ノ財政支出ヲ為ス」ことに対応すべきとする。さらに、「立憲政治ハ理詰メノ政治」であり、「一タヒ国家ノ根本法ヲ定メタル以上ハ正々堂々其道ヲ履ミテ進ムヘキ」で、「我が歳計ノ宏大ナル到底予備費ノミヲ以テシテハ其歳出歳入ノ均衡ヲ保チ得ス是レ剰余金アルヲ必要トスル所以」というのであれば、「宜シク予備費ヲ増額」すべきであるとする<sup>(21)</sup>。

佐藤功は、美濃部の合憲論の最も強力な論拠が「国務上の臨時の急に必ずべき実際の必要」だとする上杉慎吉の見解に同調しているが<sup>(22)</sup>、稲田の見解はそのような美濃部の見解を正面から否定するものである。なお、ここでの稲田の議論では、⑤の(c)「立憲政治ノ本旨」に関わる言及もなされている。

③「列国憲法との比較」について美濃部は、プロイセン憲法104条、フランス1789年12月14日法律、ドイツ帝国憲法を参照し、列国憲法が概ねやむを得ない場合に責任支出を認容していることは我が憲法の解釈としても責任支出を認容するものと解すべき有力な参考資料となるとする。我が憲法が列国憲法と

異なった規定を設けている場合は概ね列国憲法よりも大権の範囲を拡大して議会権限を制限することに傾いているのが通常で、予備費を設けることを命じる規定も、これに従って他国の憲法と異なる何らかの意味を付与するとすれば、それはむしろ大権の範囲を拡大しようとしたものと見るべきであるとしている<sup>(23)</sup>。

これに対し稲田は、「我カ憲政ハ其範ヲ英吉利ニ取り及ヒ普魯西諸国ニ学フトコロ多キニ拘ハラス其会計制度ハ則チ伊太利仏蘭西白耳義諸国ニ依倣ス其総予算主義即チ予算ハ一体ニシテ分割スヘカラストイフ原則ヲ取り最モ其規定ヲ厳格ニシタル為メニ動モスレハ輒チ窮屈ニ過クノ感アリト雖モ此窮屈ニ過クルトコロハ則チ羅典系諸国ノ取りテ以テ誇リト為ス所ナリ從テ我カ会計制度ノ由テ来ル所ヲ知ラント欲セハ必スヤ遡ホリテ羅典系諸国ノ統制ヲ尋釋セサルヘカラス」<sup>(24)</sup>とする。「国庫剰余金論」では1904年のドイツ帝国憲法改正に言及しつつ議論が展開されていたが<sup>(25)</sup>、ここではそのような言及はなされていない。

④「我が多年の先例」に関しては、美濃部は、「久しきに亘りて歴代の政府及議会在が等しく之を承認したることは、少なくとも其の適法なることを推測すべき有力なる理由」で、「若し此の数多の先例を排して、其の違憲なることを主張せんと欲せば、之を論証するの責は之を主張する者の側に在」とし、「憲法の運用に付いては最高の公の權威」を持つ「政府及議会の一致の意見」は「一応は適法と推測せらるべきことは当然」とする<sup>(26)</sup>。

他方、稲田は、剰余金任意支出が憲法に適合せず会計法違反であることを指摘すると同時に、「多クノ剰余金ヲ取積スルコトノ弊」として「財政上ヨリ云ハ、濫費濫用」であり、「経済上ヨリ云ハ、民間ノ生産資本ヲ無益ニ国庫ニ取積スルモノ」で、「何レノ点ヨ

リ觀ルモ之ヲ弁護スヘキ余地ヲ見出ス能ハサル」ものとする。このように⑤ (b)「剰余金が存在することじたいの評価」を下しつつ、「若干必要若クハ有益ナル支出アリト云フノ故ヲ以テ憲法違犯法律違反財政案乱経済抑圧ノ弊竇ヲ掩ヒ去ルコトヲ許スヘカラス」と断じる<sup>(27)</sup>。

剰余金が生じた場合の取扱いについて、稲田は従来、租税軽減、減債基金繰入れなど会計法改正を求める立法論を展開していた<sup>(28)</sup>。これに対して、「常ニ巨額ノ剰余金ヲ造り出スコトヲ以テ我カ日本ノ財政上ノ最大弊竇」とする「剰余金ノ処理」では、それらを否定するものではないものの、「既ニ生シタル剰余金ノ為メニ法制ヲ求ムルヨリハ寧ロ基本ニ返リテ巨額ノ剰余金ヲ出スコト無カラシムルニ若カス」とし、「予算調製ノ粗策」を避けるため、アメリカの新制度である予算局を参考に新たな機関を設けて予算を正確・実行的ならしめる抜本的改革を行うこと、巨額の剰余金が生ずる原因の一つである「政府当局者任意処理ノ便宜」に対しては「其法制ヲ厳ニシテ其便宜ヲ禁シ」ることを主張する<sup>(29)</sup>。前者は、アメリカの事例をそのまま日本に移入できないことを自覚した上での主張であるが<sup>(30)</sup>、後者は具体性のない単なる抽象論となってしまう。

#### IV おわりに

美濃部の見解は、憲法64条2項を同条1項の例外と位置づけ、憲法69条の予備費は憲法の意義における予算の一部ではなく議会の協賛の対象外で、その定額は法的拘束力を持たず、それが不足する場合は剰余金からの支出が可能とするものであったが、これに対する稲田の見解について、筆者は前稿で次のように整理した。

「その内容は、憲法64条、69条、70条によって違憲論を根拠づけるもので、(i) 憲法64条と69条は関連連している。憲法69条は64条

2項のための財源を示すものであり、憲法64条1項の予算は総予算を意味し、同条2項と69条の予算は総予算内の支分的款項を示す。(ii) 支分的款項に不足がある場合は憲法69条の予備費によって補う方法があるのみで、その予備費もまた総予算の一部を構成する。憲法64条2項はこの予備費を支出した場合の手続きを規定したもので、この規定を超える財政上の非常処分は憲法70条によらなければならない。従って、(iii) 憲法70条によらずに予備費以外の支出をすることは憲法違反である、というものである。」「このような①『憲法の規定の解釈』に加え、剰余金任意処分が明らかに会計法に違反すること(⑤(a)『会計法・会計規則違反』)、『立憲政治上ノ大曲事』であること(⑤(c)『立憲政治ノ本旨』)を述べ、⑤(b)『剰余金が存在することじたい』については辛辣ともいえる『評価』を行い、剰余金任意処分が④『我が多年の先例』だとする点については『違憲違法ノ先例ハ準拠スルノ価値ナシ』と一刀両断に切り捨てている。③『列国憲法との比較』の点では、剰余金の非常支出を認める改正が行われたドイツ帝国憲法の場合とそのような規定のない我が国の場合とでは異なるとし、また、②『国家の臨時の急に必ずべき実際の必要』の点についても、過去の実例に即して追加予算や憲法70条の緊急財政処分による対応が可能であったことを述べるとともに、実際の必要性そのものは認めるとしてもその場合は立法による解決を図るべきとの立場をとっている。』<sup>(31)</sup>

「剰余金ノ処理」では③「列国憲法との比較」でドイツ帝国憲法などに触れるところがなく考察が不十分ともいえるが<sup>(32)</sup>、議論内容は前稿で整理した内容と実質的に変わりはない。①「憲法の規定の解釈」も基本的に通説のそれと同様である。

それでは、「問答」発表の翌年、「憲法問題」発表からでも4年で、実質同じ内容の見解を

何故あえて繰り返すのか。「憲法問題」では限られた頁数の中で「総予算及ヒ追加予算」「特別統治法」の問題とともに剰余金を論じる必要から簡潔な記述とならざるを得ず、「問答」の分量は僅か7頁で要点を記すものとならざるを得なかった。そこで改めて稿を起こし、「憲法問題」・「問答」で示した骨子を敷衍、詳述するという位置づけだった、ということなのかもしれない。

しかし稲田は、「剰余金ノ処理」の最後で、「政府カ任意ニ歳計剰余金ヲ支出スルコトハ我カ憲法ノ許サ、ル所」、「之ヲ支出シテ後ニ帝国議會ノ承諾ヲ求ムルコトスラ我カ憲法ノ認メサル所」、「会計法違犯タコトハ最モ明白」であるにもかかわらず、「憲法違犯法律違犯モ久シキニ渉ル沿習慣行トナリテハ世間復タ之ヲ咎ムルモノ無シ」の状態であるが、「政府当局者カ故ラニ剰余金ヲ収積シテ之ヲ濫費スルノ不可ナルコトハ最早一点ノ疑ヲ容ル、余地」もなく、しかも学者・専門家のみならず「憲政会政治家モ政友会政治家モ皆一度ハ剰余金支出ノ不法ト不当トヲ鳴シタル者」なのであるから、「学者専門家ニシテ其道ヲ正シ其非ヲ鳴ラシテ相率キテ直前邁往」し「天下ノ公議世論此ニ帰一セハ政府タリ政党タリ何会何派タルモノモ亦遂ニ此ニ聽従スルニ至ラン」と述べる<sup>(33)</sup>。そこには、違憲違法であることが明白で、不可なること一点の疑いもない剰余金支出が「沿習慣行」として続くことに対する憤懣やるかたない稲田の心情が吐露されているようにも思えるのであり、そしてこれこそが従来の議論の繰り返しとなることを厭わず「剰余金ノ処理」を発表する動機となったのかもしれない。

注

- (1) 大竹昭裕「剰余金支出問題と稲田周之助」法学教育研究会誌5号(2020年)43-62頁。
- (2) 稲田周之助「歳計剰余金論」法学新報18巻7

- 号（1908(明治41)年）33-51頁、同「国庫剰余金論」  
 経済学商業学国民経済雑誌19巻2号（1915(大正  
 4)年）29-48頁、同「最近ノ憲法問題（三）」法  
 学新報31巻8号（1921(大正10)年）1-18頁、同  
 「歳計剰余金責任支出」法学新報34巻4号（1924  
 (大正13)年）132-138頁。なお、本稿では、適宜  
 旧字体を新字体に置き換えて表記することがある。
- (3) 稲田周之助「剰余金ノ処理」法学新報35巻3  
 号（1925(大正14)年）1-17頁。
- (4) 大竹昭裕「稲田周之助の貴族院論」青森県立保  
 健大学雑誌10巻2号（2009年）192頁、同「稲田  
 周之助の陪審制論」青森法政論叢16号（2015年）  
 78頁。なお、大竹・前掲論文注（1）43-44頁も  
 参照。
- (5) 佐藤功「我が憲法史上に於ける憲法争議（一）  
 ～（四・完）一憲法保障制度研究のための資料と  
 して一」国家学会雑誌56巻7号（1942(昭和17)  
 年）49-87頁、同8号（同年）89-118頁、同9号（同  
 年）81-104頁、同10号（同年）63-85頁。引用箇所  
 は、「(一)」50頁。
- (6) 須賀博志「日本近代憲法学説史における剰余金  
 支出違憲論争」曾我部真裕・赤坂幸一編『憲法改  
 革の理念と展開（下巻）—大石真先生還暦記念—』  
 （信山社、2012(平成24)年）779-844頁。引用箇所  
 は、781-782頁。
- (7) 須賀・前掲論文注（6）781頁。
- (8) 稲田正次『憲法提要〔新版〕』（有斐閣、1964年）  
 274頁。
- (9) 須賀・前掲論文注（6）787頁。
- (10) 佐藤・前掲論文注（5）「(二)」98-100頁。
- (11) 美濃部達吉「再び剰余金支出問題を論じて清  
 水、市村、佐々木諸博士に答ふ」同『時事憲法問  
 題批判』（法制時報社、1921(大正10)年）235頁。  
 この論文の初出は法学協会雑誌33巻8号（1915  
 (大正4)年）であるが、本稿では『時事憲法問  
 題批判』から引用・参照する。
- (12) 須賀・前掲論文注（6）805-841頁。
- (13) 美濃部達吉「剰余金支出論」同『時事憲法問題  
 批判』212-218頁。この論文の初出は法学協会雑誌  
 33巻6号（1915(大正4)年）であるが、本稿で  
 は『時事憲法問題批判』から引用・参照する。
- (14) 美濃部・前掲論文注（11）235-275頁。
- (15) 稲田・前掲論文注（3）1-3頁。
- (16) 稲田・前掲論文注（3）8-9頁。
- (17) 稲田・前掲論文注（3）7頁。
- (18) 大竹・前掲論文注（1）57頁。
- (19) 稲田・前掲論文注（3）5頁。
- (20) 美濃部・前掲論文注（13）225頁。同・前掲論文  
 注（11）279頁。
- (21) 稲田・前掲論文注（3）7頁。
- (22) 佐藤・前掲論文注（5）「(二)」105頁。
- (23) 美濃部・前掲論文注（13）228-229頁。同・前掲  
 論文注（11）280-283頁。
- (24) 稲田・前掲論文注（3）9頁。
- (25) 稲田・前掲論文注（2）「国庫剰余金論」42-43  
 頁。
- (26) 美濃部・前掲論文注（13）206頁。同・前掲論文  
 注（11）285頁。
- (27) 稲田・前掲論文注（3）4-7頁。
- (28) 大竹・前掲論文注（1）58頁。
- (29) 稲田・前掲論文注（3）11-17頁。
- (30) 稲田・前掲論文注（3）15頁。
- (31) 大竹・前掲論文注（1）57-58頁。
- (32) 但し、③「列国憲法との比較」の議論が十分と  
 いえない点は、前稿でもすでに指摘している（大  
 竹・前掲論文注（1）58頁）。
- (33) 稲田・前掲論文注（3）16-17頁。